

令和7年第3回宝塚市議会定例会提出議案

- 議案第 72 号 令和7年度宝塚市一般会計補正予算（第5号）（別冊）
- 議案第 73 号 令和7年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第2号）（別冊）
- 議案第 74 号 令和7年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第2号）（別冊）
- 議案第 75 号 宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 76 号 宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 77 号 宝塚市立子ども発達支援センター条例及び宝塚市立身体障害者支援センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 78 号 宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 79 号 宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 80 号 宝塚市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 81 号 令和6年度宝塚市水道事業会計決算認定について
- 議案第 82 号 令和6年度宝塚市下水道事業会計決算認定について
- 議案第 83 号 令和6年度宝塚市病院事業会計決算認定について
- 議案第 84 号 工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その3））の変更について
- 議案第 85 号 財産（救急自動車）の取得について
- 議案第 86 号 財産（高度救命処置用資機材）の取得について
- 議案第 87 号 公の施設（宝塚市立中山台コミュニティセンター）の指定管理者の指定について
- 議案第 88 号 公の施設（宝塚市立地域利用施設美座会館）の指定管理者の指定について
- 議案第 89 号 公の施設（宝塚市立地域利用施設光明会館）の指定管理者の指定につ

いて

議案第 90 号 公の施設（宝塚市立地域利用施設雲雀丘倶楽部）の指定管理者の指定について

議案第 91 号 公の施設（宝塚市立地域利用施設南口会館）の指定管理者の指定について

議案第 92 号 公の施設（宝塚市立地域利用施設御殿山会館）の指定管理者の指定について

議案第 93 号 公の施設（宝塚市立地域利用施設高松会館）の指定管理者の指定について

議案第 94 号 公の施設（宝塚市立末成集会所）の指定管理者の指定について

議案第 95 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設長尾南会館）の指定管理者の指定について

議案第 96 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設安倉会館）の指定管理者の指定について

議案第 97 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設小浜会館）の指定管理者の指定について

議案第 98 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設福井会館）の指定管理者の指定について

議案第 99 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設小林会館）の指定管理者の指定について

議案第 100 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設鹿塩会館）の指定管理者の指定について

議案第 101 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設中筋会館）の指定管理者の指定について

議案第 102 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設高司会館）の指定管理者の指定について

議案第 103 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設中山寺会館）の指定管理者の指定について

議案第 104 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設美幸会館）の指定管理者の指定について

- 議案第 1 0 5 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設山本台会館）の指定管理者の指定について
- 議案第 1 0 6 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設売布会館）の指定管理者の指定について
- 議案第 1 0 7 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設川面会館）の指定管理者の指定について
- 議案第 1 0 8 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設松ガ丘会館）の指定管理者の指定について
- 議案第 1 0 9 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設泉町会館）の指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 0 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設旭町会館）の指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 1 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設仁川会館）の指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 2 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設伊子志会館）の指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 3 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設御所の前会館）の指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 4 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設米谷会館）の指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 5 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設亀井会館）の指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 6 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設安倉西会館）の指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 7 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設山本野里会館）の指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 8 号 公の施設（宝塚市立共同利用施設山本会館）の指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 9 号 公の施設（宝塚市総合福祉センター）の指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 0 号 公の施設（宝塚市立大型児童センター及び宝塚市立老人福祉センタ

一) の指定管理者の指定について

議案第 1 2 1 号 公の施設（宝塚市立西谷児童館及び宝塚市立地域利用施設西谷会館）
の指定管理者の指定について

議案第 1 2 2 号 公の施設（宝塚市立国際・文化センター）の指定管理者の指定につ
いて

議案第 1 2 3 号 公の施設（宝塚市立農業振興施設）の指定管理者の指定について

議案第 1 2 4 号 公の施設（宝塚市立宝塚園芸振興センター）の指定管理者の指定につ
いて

議案第 1 2 5 号 市道路線の認定及び認定変更について

議案第 1 2 6 号 市道路線の認定、認定変更及び全部廃止について

議案第 1 2 7 号 市道路線の認定について

議案第 1 2 8 号 市道路線の認定について

議案第 1 2 9 号 市道路線の認定について

議案第 1 3 0 号 宝塚市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

諮問第 5 号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

議案第 75 号

宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）9 月 2 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市個人番号の利用等に関する条例（平成 27 年条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の部中（6）の項を削り、（7）の項を（6）の項とし、（8）の項から（10）の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同部に次のように加える。

（10） 住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
--

別表第 1 に次のように加える。

教育委員会	（1） 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
-------	---

別表第 2 市長の部（1）の款、（3）の款、（4）の款及び（5）の款に次のように加える。

住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第 2 市長の部中（17）の款を削り、（18）の款を（17）の款とし、（19）の款から（21）の款までを 1 款ずつ繰り上げ、（22）の款及び（23）の款に次のように加える。

住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第 2 市長の部中（22）の款を（21）の款とし、（23）の款を（22）の款とし、同部に次のように加える。

（23） 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定め	住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---	-------------------------------------

るもの	
(24) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
(25) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
(26) 児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第 3 中

「

(1) 学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

」

を

「

(1) 学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)による医	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報で

療に要する費用に についての援助に関 する事務であって 規則で定めるもの		あつて規則で定めるもの
		生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
		住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの

」

に改める。

別表第３に次のように加える。

教育委員会	(３) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
-------	---	----	-------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 76 号

宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）9 月 2 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

（宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正）

第 1 条 宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成 6 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

（宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正）

第 2 条 宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成 19 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改め、「得た金額」の次に「（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。）」を加える。

第 5 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙については、なお従前の例による。

議案第 77 号

宝塚市立子ども発達支援センター条例及び宝塚市立身体障害者支援センター
条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市立子ども発達支援センター条例及び宝塚市立身体障害者支援センター条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）9 月 2 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市立子ども発達支援センター条例及び宝塚市立身体障害者支援センター
条例の一部を改正する条例

（宝塚市立子ども発達支援センター条例の一部改正）

第 1 条 宝塚市立子ども発達支援センター条例（平成 24 年条例第 48 号）の一部を次の
ように改正する。

第 4 条第 1 項第 5 号中「第 5 条第 18 項」を「第 5 条第 19 項」に改め、同項第 6 号
中「第 5 条第 19 項」を「第 5 条第 20 項」に改める。

（宝塚市立身体障害者支援センター条例の一部改正）

第 2 条 宝塚市立身体障害者支援センター条例（平成 17 年条例第 40 号）の一部を次の
ように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「第 5 条第 27 項」を「第 5 条第 28 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 78 号

宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）9 月 2 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市学校給食の実施に関する条例（平成 28 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「（以下「学校給食費」という。）を」を「の範囲内で規則で定める額を学校給食費として」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を削る。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に実施した学校給食に係る学校給食費の額については、なお従前の例による。

議案第 79 号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）9 月 2 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例

宝塚市都市公園条例（昭和 44 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

平井第 4 公園	宝塚市平井 3 丁目 150 番 3
----------	--------------------

」

を

「

平井第 4 公園	宝塚市平井 3 丁目 150 番 3
安倉北第 2 公園	宝塚市安倉北 5 丁目 3037 番

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 80 号

宝塚市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）9 月 2 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市火入れに関する条例の一部を改正する条例

宝塚市火入れに関する条例（昭和 59 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表された場合」に改め、同条第 2 項中「、異常乾燥注意報若しくは」を「若しくは乾燥注意報が発表されたとき若しくは」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 1 号

令和 6 年度宝塚市水道事業会計決算認定について

令和 6 年度宝塚市水道事業会計決算を、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、別冊のとおり、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年（2 0 2 5 年）9 月 2 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

議案第 82 号

令和 6 年度宝塚市下水道事業会計決算認定について

令和 6 年度宝塚市下水道事業会計決算を、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、別冊のとおり、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年（2025 年）9 月 2 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

議案第 83 号

令和 6 年度宝塚市病院事業会計決算認定について

令和 6 年度宝塚市病院事業会計決算を、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、別冊のとおり、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年（2025 年）9 月 2 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

議案第 84 号

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その 3））の変更について

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その 3）、令和 6 年 12 月 20 日議案第 120 号で議決）の一部を次のとおり変更しようとするので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年（2025 年）9 月 2 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

「1 契約の目的 （都）荒地西山線道路新設改良工事（その 3）

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約の金額 ￥498,740,000.-

4 契約の相手方 宝塚市栄町 2 丁目 1 番 2 号

宇都宮建設株式会社

代表取締役 宇都宮 秀 市

5 工事場所 宝塚市小林 1 丁目外地内

6 工事概要 道路土工 一式

擁壁工 一式

土留工 一式

階段工 一式

構造物撤去工 一式

舗装工 13,305 m²

排水構造物工 一式

縁石工 2,445 m

防護柵工 一式

区画線工 3,497 m

道路附属施設工 466 m²

」

中

「3 契約の金額 ￥498,740,000.-

」

を

「3 契約の金額 ￥557,010,300.- 」

に、

「6 工事概要	道路土工	一式	
	擁壁工	一式	
	土留工	一式	
	階段工	一式	
	構造物撤去工	一式	
	舗装工	13,305 m ²	
	排水構造物工	一式	
	縁石工	2,445 m	
	防護柵工	一式	
	区画線工	3,497 m	
	道路附属施設工	466 m ²	」

を

「6 工事概要	道路土工	一式	
	擁壁工	一式	
	土留工	一式	
	階段工	一式	
	構造物撤去工	一式	
	舗装工	13,535 m ²	
	排水構造物工	一式	
	縁石工	2,484 m	
	防護柵工	一式	
	区画線工	3,497 m	
	道路附属施設工	161 m ²	
	照明工	一式	
	カルバート工	一式	
	仮設工	一式	」

に変更する。

議案第 85 号

財産（救急自動車）の取得について

次のとおり財産を取得しようとするので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年（2025 年）9 月 2 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 財産の種類及び数量 | 救急自動車 2 台 |
| 2 | 財産の配置場所 | 宝塚市東消防署及び同署中山台出張所 |
| 3 | 取得の目的 | 宝塚市東消防署及び同署中山台出張所の救急業務用 |
| 4 | 取得の金額 | ¥43,560,000.- |
| 5 | 取得の相手方 | 神戸市長田区二番町 4 丁目 50
兵庫日産自動車株式会社
法人営業部部長 中 村 寛 |

議案第 86 号

財産（高度救命処置用資機材）の取得について

次のとおり財産を取得しようとするので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年（2025 年）9 月 2 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 財産の種類及び数量 | 高度救命処置用資機材 2 セット |
| 2 | 財産の配置場所 | 宝塚市東消防署及び同署中山台出張所 |
| 3 | 取得の目的 | 宝塚市東消防署及び同署中山台出張所の救急業務用 |
| 4 | 取得の金額 | ¥ 26, 290, 000.- |
| 5 | 取得の相手方 | 神戸市中央区港島中町 2 丁目 2 番 1
日本船舶薬品株式会社神戸支店
支店長 段 哲 哉 |

議案第87号

公の施設（宝塚市立中山台コミュニティセンター）の指定管理者の指定について
次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | |
|--------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 宝塚市立中山台コミュニティセンター |
| 2 指定管理者となる団体 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 中山台コミュニティ
<div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> |
| 3 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第 88 号

公の施設（宝塚市立地域利用施設美座会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年（2025 年）9 月 2 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 宝塚市立地域利用施設美座会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 美座会館管理運営委員会
<div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> |
| 3 | 指定の期間 | 令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から
令和 13 年（2031 年）3 月 31 日まで |

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第 89 号

公の施設（宝塚市立地域利用施設光明会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年（2025 年）9 月 2 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 宝塚市立地域利用施設光明会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 光明会館管理運営委員会
<div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> |
| 3 | 指定の期間 | 令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から
令和 13 年（2031 年）3 月 31 日まで |

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第90号

公の施設（宝塚市立地域利用施設雲雀丘倶楽部）の指定管理者の指定について
次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- 1 公の施設の名称 宝塚市立地域利用施設雲雀丘倶楽部
- 2 指定管理者となる団体 
宝塚市長尾台小学校区まちづくり協議会

- 3 指定の期間 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第91号

公の施設（宝塚市立地域利用施設南口会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | |
|--------------|---|
| 1 公の施設の名称 | 宝塚市立地域利用施設南口会館 |
| 2 指定管理者となる団体 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 一般社団法人大空への未来の翼
<div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> |
| 3 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第92号

公の施設（宝塚市立地域利用施設御殿山会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 公の施設の名称 | 宝塚市立地域利用施設御殿山会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 御殿山会館管理運営委員会
<div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第93号

公の施設（宝塚市立地域利用施設高松会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | |
|--------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 宝塚市立地域利用施設高松会館 |
| 2 指定管理者となる団体 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 高松町自治会
<div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div> |
| 3 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第94号

公の施設（宝塚市立末成集会所）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | |
|--------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 宝塚市立末成集会所 |
| 2 指定管理者となる団体 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 末成町自治会
<div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div> |
| 3 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第95号

公の施設（宝塚市立共同利用施設長尾南会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 公の施設の名称 | 宝塚市立共同利用施設長尾南会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | <div data-bbox="614 692 1010 732" style="background-color: black; width: 248px; height: 18px;"></div>
丸橋自治会
<div data-bbox="675 817 1070 857" style="background-color: black; width: 248px; height: 18px;"></div> |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第96号

公の施設（宝塚市立共同利用施設安倉会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 公の施設の名称 | 宝塚市立共同利用施設安倉会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 安倉自治会
<div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div> |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第97号

公の施設（宝塚市立共同利用施設小浜会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | |
|--------------|---|
| 1 公の施設の名称 | 宝塚市立共同利用施設小浜会館 |
| 2 指定管理者となる団体 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 小浜自治会
<div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div> |
| 3 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第98号

公の施設（宝塚市立共同利用施設福井会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 宝塚市立共同利用施設福井会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 福井・亀井自治会
<div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div> |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第99号

公の施設（宝塚市立共同利用施設小林会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 宝塚市立共同利用施設小林会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 小林会館運営委員会
<div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第100号

公の施設（宝塚市立共同利用施設鹿塩会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 公の施設の名称 | 宝塚市立共同利用施設鹿塩会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 鹿塩自治会
<div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div> |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第101号

公の施設（宝塚市立共同利用施設中筋会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | |
|--------------|---|
| 1 公の施設の名称 | 宝塚市立共同利用施設中筋会館 |
| 2 指定管理者となる団体 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 中筋会館運営委員会
<div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div> |
| 3 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第102号

公の施設（宝塚市立共同利用施設高司会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 宝塚市立共同利用施設高司会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 高司会館管理運営委員会
<div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第103号

公の施設（宝塚市立共同利用施設中山寺会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | |
|--------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 宝塚市立共同利用施設中山寺会館 |
| 2 指定管理者となる団体 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 中山寺自治会
<div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div> |
| 3 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第104号

公の施設（宝塚市立共同利用施設美幸会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | |
|--------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 宝塚市立共同利用施設美幸会館 |
| 2 指定管理者となる団体 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 美幸町自治会
<div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div> |
| 3 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第105号

公の施設（宝塚市立共同利用施設山本台会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | |
|--------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 宝塚市立共同利用施設山本台会館 |
| 2 指定管理者となる団体 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 山本台自治会
<div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div> |
| 3 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第106号

公の施設（宝塚市立共同利用施設売布会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | |
|--------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 宝塚市立共同利用施設売布会館 |
| 2 指定管理者となる団体 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 売布小学校区まちづくり協議会
<div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div> |
| 3 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第107号

公の施設（宝塚市立共同利用施設川面会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | |
|--------------|---|
| 1 公の施設の名称 | 宝塚市立共同利用施設川面会館 |
| 2 指定管理者となる団体 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 川面会館管理委員会
<div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div> |
| 3 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第108号

公の施設（宝塚市立共同利用施設松ガ丘会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | |
|--------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 宝塚市立共同利用施設松ガ丘会館 |
| 2 指定管理者となる団体 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 松ガ丘会館運営委員会
<div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div> |
| 3 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第109号

公の施設（宝塚市立共同利用施設泉町会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 公の施設の名称 | 宝塚市立共同利用施設泉町会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 泉町会館運営委員会
<div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div> |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第110号

公の施設（宝塚市立共同利用施設旭町会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 宝塚市立共同利用施設旭町会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 旭町会館運営委員会
<div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第111号

公の施設（宝塚市立共同利用施設仁川会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | |
|--------------|---|
| 1 公の施設の名称 | 宝塚市立共同利用施設仁川会館 |
| 2 指定管理者となる団体 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 仁川会館運営委員会
<div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div> |
| 3 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第112号

公の施設（宝塚市立共同利用施設伊子志会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | |
|--------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 宝塚市立共同利用施設伊子志会館 |
| 2 指定管理者となる団体 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 伊子志会館運営委員会
<div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div> |
| 3 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第113号

公の施設（宝塚市立共同利用施設御所の前会館）の指定管理者の指定について
次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | |
|--------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 宝塚市立共同利用施設御所の前会館 |
| 2 指定管理者となる団体 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 御所の前町自治会
<div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div> |
| 3 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第114号

公の施設（宝塚市立共同利用施設米谷会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | |
|--------------|---|
| 1 公の施設の名称 | 宝塚市立共同利用施設米谷会館 |
| 2 指定管理者となる団体 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 米谷会館運営委員会
<div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div> |
| 3 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第115号

公の施設（宝塚市立共同利用施設亀井会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | |
|--------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 宝塚市立共同利用施設亀井会館 |
| 2 指定管理者となる団体 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 福井・亀井自治会
<div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div> |
| 3 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第116号

公の施設（宝塚市立共同利用施設安倉西会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 公の施設の名称 | 宝塚市立共同利用施設安倉西会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 安倉西会館運営委員会
<div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第117号

公の施設（宝塚市立共同利用施設山本野里会館）の指定管理者の指定について
次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | |
|--------------|---|
| 1 公の施設の名称 | 宝塚市立共同利用施設山本野里会館 |
| 2 指定管理者となる団体 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 宝塚市丸橋財産管理組合
<div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div> |
| 3 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第118号

公の施設（宝塚市立共同利用施設山本会館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 公の施設の名称 | 宝塚市立共同利用施設山本会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | <div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 山本自治会
<div style="background-color: black; width: 250px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div> |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第119号

公の施設（宝塚市総合福祉センター）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 宝塚市総合福祉センター |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 宝塚市安倉西2丁目1番1号
社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会
理事長 福本 芳博 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

議案第120号

公の施設（宝塚市立大型児童センター及び宝塚市立老人福祉センター）

の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 宝塚市立大型児童センター及び宝塚市立老人福祉センター |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 宝塚市安倉西2丁目1番1号
社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会
理事長 福本 芳博 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

議案第121号

公の施設（宝塚市立西谷児童館及び宝塚市立地域利用施設西谷会館）の指定
管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2
第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 公の施設の名称 | 宝塚市立西谷児童館及び宝塚市立地域利用施設西谷会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 宝塚市大原野字炭屋1番1
特定非営利活動法人宝塚N I S I T A N I
理事長 和田 英子 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

議案第122号

公の施設（宝塚市立国際・文化センター）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 宝塚市立国際・文化センター |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 宝塚市南口2丁目14番1－3号
特定非営利活動法人宝塚市国際交流協会
理事長 大世古 健 治 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

議案第123号

公の施設（宝塚市立農業振興施設）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 公の施設の名称 | 宝塚市立農業振興施設 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 神戸市北区有野中町2丁目12番13号
兵庫六甲農業協同組合
代表理事組合長 平 尾 勝 春 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

議案第124号

公の施設（宝塚市立宝塚園芸振興センター）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 宝塚市立宝塚園芸振興センター |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 宝塚市山本東2丁目2番1号
宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社
代表取締役 金 岡 栄 興 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

議案第 1 2 5 号

市道路線の認定及び認定変更について

次のとおり市道路線を認定し、及び認定変更しようとするので、道路法第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年（2 0 2 5 年）9 月 2 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

1 認定しようとする路線

整理 番号	路 線 名	認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
					路 線 延 長	路 線 幅 員
4584	4584号線	起 点	山手台東4丁目7番1246		m 520. 45	m 最大 6. 00
		終 点	山手台東4丁目6番3			最小 5. 20
4585	4585号線	起 点	山手台東4丁目7番1246		m 153. 90	m 最大 5. 20
		終 点	山手台東4丁目13番1			最小 5. 20
4586	4586号線	起 点	山手台東4丁目11番1		m 332. 40	m 最大 6. 00
		終 点	山手台東4丁目7番1287			最小 6. 00
4587	4587号線	起 点	山手台東4丁目7番1287		m 80. 75	m 最大 6. 00
		終 点	山手台東4丁目7番1287			最小 6. 00
4588	4588号線	起 点	山手台東4丁目7番1275		m 206. 40	m 最大 42. 00
		終 点	山手台東4丁目7番7			最小 4. 00

2 認定変更しようとする路線

整理 番号	路 線 名		認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
						路 線 延 長	路 線 幅 員
4447	変更前	4447号線	起点	山手台東5丁目15番7		m 618.70	m 最大 5.20
			終点	山手台東3丁目7番1349			最小 5.00
	変更後	4447号線	起点	山手台東5丁目15番7		m 649.70	m 最大 6.00
			終点	山手台東4丁目7番7			最小 5.00
4572	変更前	4572号線	起点	山手台東4丁目18番10		m 70.60	m 最大 4.00
			終点	山手台東4丁目16番8			最小 4.00
	変更後	4572号線	起点	山手台東4丁目18番10		m 417.40	m 最大 35.00
			終点	山手台東4丁目7番1267			最小 4.00

議案第126号

市道路線の認定、認定変更及び全部廃止について

次のとおり市道路線を認定し、及び認定変更し、並びに市道路線の全部を廃止しようとするので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

1 認定しようとする路線

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4589	4589号線	起点	安倉北3丁目4003番		m 288.00	m 最大 14.00
		終点	安倉北5丁目2069番			最小 9.00
4590	4590号線	起点	安倉北5丁目2013番		m 143.10	m 最大 6.00
		終点	安倉北5丁目2072番			最小 6.00
4591	4591号線	起点	安倉北5丁目3039番		m 262.65	m 最大 13.00
		終点	安倉北5丁目2026番			最小 6.00
4592	4592号線	起点	安倉北5丁目2038番		m 83.70	m 最大 6.00
		終点	安倉北5丁目2039番			最小 6.00
4593	4593号線	起点	安倉北5丁目2041番		m 352.05	m 最大 13.00
		終点	安倉北5丁目2096番			最小 6.00
4594	4594号線	起点	安倉北5丁目3000番		m 375.15	m 最大 7.00
		終点	安倉北5丁目2092番			最小 6.00
4595	4595号線	起点	安倉北4丁目2219番1		m 488.00	m 最大 10.00
		終点	安倉北5丁目2090番			最小 2.00

4596	4596号線	起点	安倉北4丁目2219番1		m 22.65	最大 m 6.00
		終点	安倉北5丁目2275番			
4597	4597号線	起点	安倉北5丁目2114番		m 102.45	最大 m 6.00
		終点	安倉北5丁目2127番			
4598	4598号線	起点	安倉北5丁目2138番		m 102.20	最大 m 6.00
		終点	安倉北5丁目2151番			
4599	4599号線	起点	安倉北5丁目2162番		m 101.70	最大 m 6.00
		終点	安倉北5丁目2175番			
4600	4600号線	起点	安倉北5丁目2186番		m 101.65	最大 m 6.00
		終点	安倉北5丁目2198番			
4601	4601号線	起点	安倉北5丁目2210番		m 104.15	最大 m 6.00
		終点	安倉北5丁目2220番			
4602	4602号線	起点	安倉北5丁目2231番		m 76.65	最大 m 6.00
		終点	安倉北5丁目2243番			
4603	4603号線	起点	安倉北5丁目2232番		m 79.00	最大 m 6.00
		終点	安倉北5丁目2257番			
4604	4604号線	起点	安倉北5丁目2080番		m 110.65	最大 m 6.00
		終点	安倉北5丁目2261番			
4605	4605号線	起点	安倉北5丁目2258番		m 81.20	最大 m 6.00
		終点	安倉北5丁目2266番			
4606	4606号線	起点	安倉北5丁目2263番		m 81.80	最大 m 6.00
		終点	安倉北5丁目2272番			

4607	4607号線	起 点	安倉北5丁目2085番		m	m
		終 点	安倉北5丁目2090番		112. 35	最大 6. 00 最小 6. 00
4608	4608号線	起 点	安倉北5丁目2085番		m	m
		終 点	安倉北5丁目2212番		177. 15	最大 13. 00 最小 6. 00

2 認定変更しようとする路線

整理 番号	路 線 名		認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
						路 線 延 長	路 線 幅 員
756	変更前	756号線	起点	安倉北5丁目1043番		m 204.40	m 最大 4.20 最小 2.70
			終点	安倉北3丁目1072番1			
	変更後	756号線	起点	安倉北5丁目3064番 地先道路		m 156.85	m 最大 4.20 最小 2.70
			終点	安倉北3丁目1072番1			
757	変更前	757号線	起点	安倉北5丁目1043番		m 323.90	m 最大 6.00 最小 1.80
			終点	安倉北5丁目983番1			
	変更後	757号線	起点	安倉北5丁目3063番		m 161.15	m 最大 6.00 最小 2.20
			終点	安倉北5丁目3055番			
758	変更前	758号線	起点	安倉北5丁目1062番1		m 311.60	m 最大 3.30 最小 1.80
			終点	安倉北5丁目961番1			
	変更後	758号線	起点	安倉北5丁目1062番1		m 70.90	m 最大 3.30 最小 1.80
			終点	安倉北5丁目1101番1			
761	変更前	761号線	起点	安倉北5丁目984番3		m 137.20	m 最大 4.00 最小 1.80
			終点	安倉北5丁目1102番4			
	変更後	761号線	起点	安倉北5丁目937番1		m 68.40	m 最大 2.60 最小 1.80
			終点	安倉北5丁目1102番4			

3 全部廃止しようとする路線

整理 番号	路 線 名	認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
					路 線 延 長	路 線 幅 員
827	827号線	起 点	安倉字上ノ池下1014番		m 148.00	m 最大 0.90
		終 点	安倉字上ノ池下1019番			最小 0.90

議案第 127 号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年（2025 年）9 月 2 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

整理 番号	路 線 名	認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
					路 線 延 長	路 線 幅 員
5027	競馬場高丸 線	起 点	鹿塩2丁目185番6地先水路		m 458.00	m 最大 17.00
		終 点	仁川宮西町43番2			最小 14.00

議案第 128 号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年（2025 年）9 月 2 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

整理 番号	路 線 名	認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
					路 線 延 長	路 線 幅 員
4609	4609号線	起 点	口谷東1丁目9番4		m 17.95	m 最大 6.00
		終 点	口谷東1丁目9番7			最小 6.00

議案第 129 号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年（2025 年）9 月 2 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

整理 番号	路 線 名	認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
					路 線 延 長	路 線 幅 員
4610	4610号線	起 点	山本南3丁目53番1		m 49.80	m 最大 12.00
		終 点	山本南3丁目49番9			最小 6.00

議案第 130 号

宝塚市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

次の者を宝塚市固定資産評価員に選任したいので、地方税法第 404 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年（2025 年）9 月 2 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市固定資産評価員に選任しようとする者

住 所



氏 名 吉 田 康 彦

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

諮問第 5 号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

宝塚市の区域の人権擁護委員 13 人のうち 1 人の任期が、令和 7 年 12 月 31 日をもって満了するため、次の者を委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年（2025 年）9 月 2 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所



氏 名 山 下 宏 明

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。